

様

新居浜市監査委員 亀 井 利 行
新居浜市監査委員 福 田 幹 大
新居浜市監査委員 小 野 辰 夫

財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 25 日から同年 3 月 18 日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第 9 項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第 14 項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象

補助金交付団体等（所管部課名）

新居浜市職員互助会（総務部人事課）

対象事業：新居浜市職員互助会運営事業補助金

2 監査の範囲

令和 6 年度に交付された補助金に係る出納その他の事務執行

3 監査を実施した委員

福 田 幹 大・小 野 辰 夫

〔 鴻 上 浩 宣 令和 8 年 3 月 31 日付け退任 〕
〔 亀 井 利 行 令和 8 年 4 月 1 日付け就任 〕

（鴻上浩宣委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥）

4 監査の方法

団体に交付された補助金に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め、監査を実施した。

5 監査の結果

団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。

今後においては、更に目的に沿った効果効率的な執行に留意するよう望むものである。

なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

財政援助団体等

1 対象団体及び事業の概要（令和6年度）

補助金交付団体等

新居浜市職員互助会運営事業補助金

【団体名】 新居浜市職員互助会

【補助金額】 15,827,000円

【所管部課名】 総務部人事課

【概要】 新居浜市職員互助会へ補助を行うことにより、会員への貸付、弔慰金、保健体育、教養及び親睦等の福利厚生事業を円滑に行う。

2 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年4月17日付け）

(1) 経済情勢や就労環境の変化に適合した互助会事業の再編について

令和6年度職員互助会貸付特別会計決算では、歳出のうち7貸付事業に係る新規貸付実績額が歳入の貸付償還金の決算額を下回っており、互助会貸付事業が十分に活用されていない。これは、各種貸付資金の基準及び給付の額が、職員の貸付需要に十分に適合していないためと思われる。時勢の資金需要や物価高騰等、社会経済情勢の変化を踏まえた貸付事業の再編に取り組まれない。

また、同会計の貸付原資となる財産総額は貸付未償還額に比して極めて高額と思われる。自治体の業務量は質、量ともに増大し職員不足が顕在化する中、人材の確保と育成に加え、就労環境改善等の取組強化が急務である。職員互助会の「会員の親睦及び福利を図り市政の運営に寄与する」目的に資するよう、互助会財産を最大限に活用し、研修受講助成によるスキルアップ支援、メンタルヘルス等の健康面の支援、良好な職場環境醸成の親睦支援等、給付事業の更なる充実に取り組まれない。

(新居浜市職員互助会、人事課)

<回答>

貸付事業については、職員の生活状況や資金需要の実態把握に努めるとともに、他団体の制度内容等も参考にしながら、貸付目的、貸付条件、貸付限度額等の見直しを含め、より利用しやすい制度となるよう貸付事業全体の在り方について検討を進めてまいります。

また、互助会財産の活用の在り方については、研修受講助成による職員のスキルアップ支援、職員間の交流や職場環境の向上につながる親睦事業の充実など、会員の福利厚生の上昇に資する給付事業を行ってまいります。